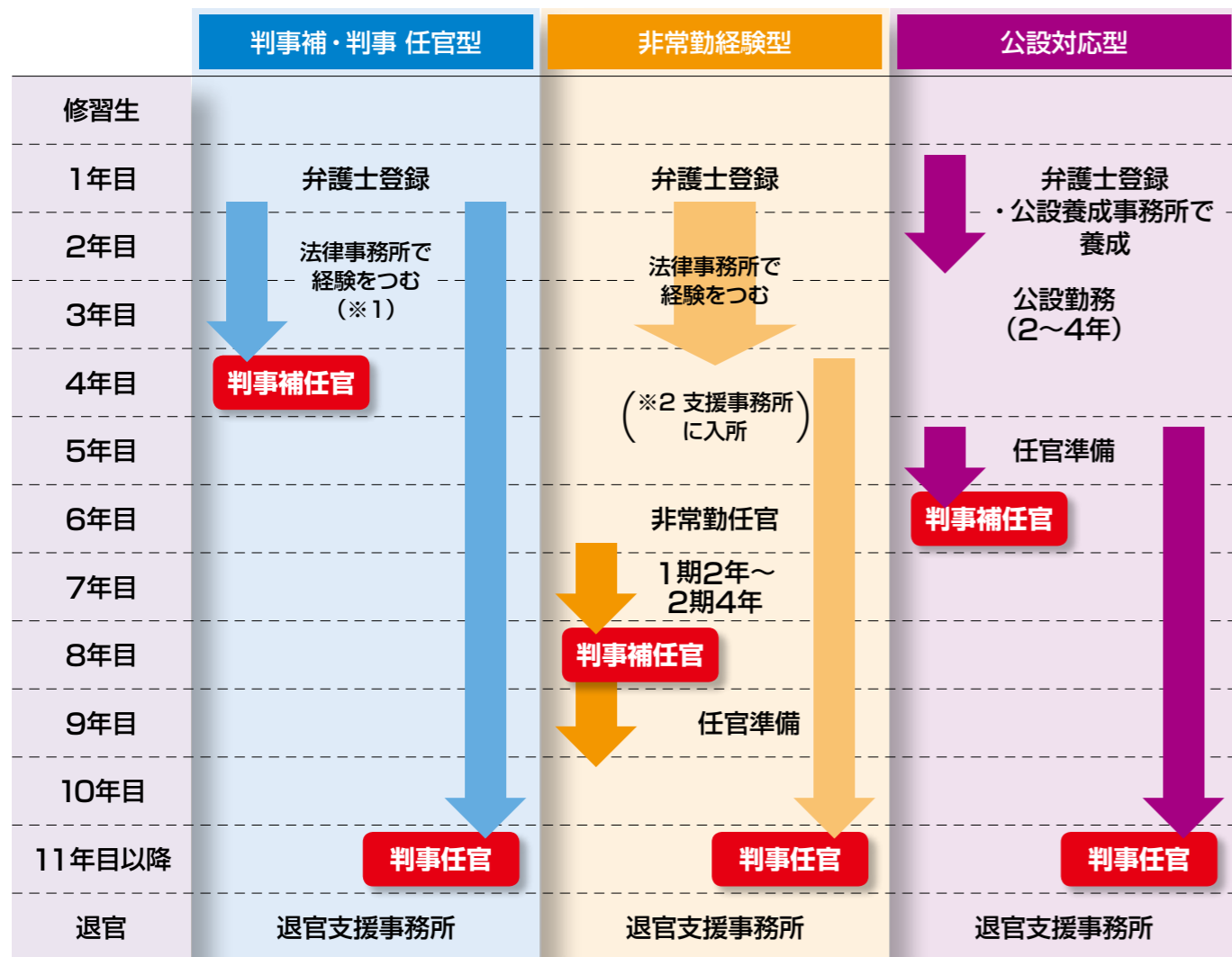


常勤弁護士任官までの様々な道筋



●1992年から2015年10月1日までで延べ114名の弁護士が常勤任官しています。

※1) 弁護士経験3年以上で判事補任官が可能です。

※2) 任官支援事務所の入所は必須ではありません。

任(退)官支援事務所とは、弁護士任官希望者(退官者)を支援する事務所として日弁連に登録している事務所をいいます。例えば、5年後に任官することを希望する修習生を採用したり、通常任官を希望する弁護士や退官した弁護士任官者を一定期間受け入れたりするなどしてサポートします。詳しくは、日弁連ホームページをご覧ください。

非常勤裁判官の実施庁

(数値は、2015年10月1日現在の非常勤裁判官数)



[連絡先]

JFBA 日本弁護士連合会

法制部法制第一課

電話：03-3580-9978

メールアドレス：ninkan@nichibenren.or.jp

日弁連HP：http://www.nichibenren.or.jp/

発行日：第1版 2011年6月

発行日：第2版 2013年6月

発行日：第3版 2016年1月



裁判官になる道がある

弁護士になった後に、

非常勤
裁判官
になる!

ことを知っていますか?

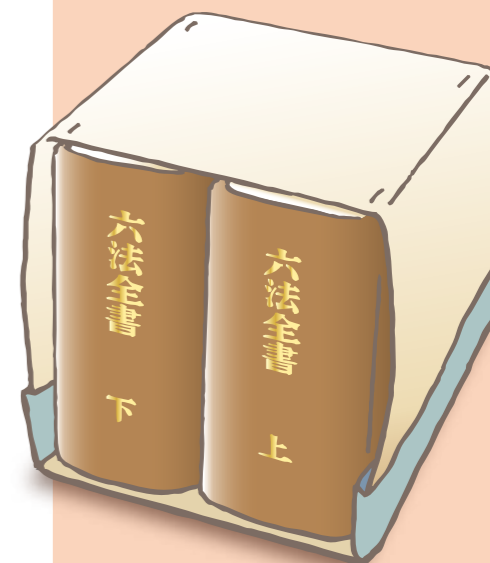
ある法律事務所に内定をもらったが、公設事務所での経験も良さそうだ。でも、修習を始めたなら、裁判官の仕事も面白そうに思えてきた。どうしよう。

弁護士としてのキャリアはそれなりに積み、ボスからパートナーにならないか打診を受けた。でも、このまま弁護士を続けることが本当によいのか、と自問すると、客観的な立場から事件の解決方法を考え、様々な事件を経験できる裁判官となって、自分の引き出しを多くしたいという気持ちが湧いてきた。

常勤
裁判官
になる!

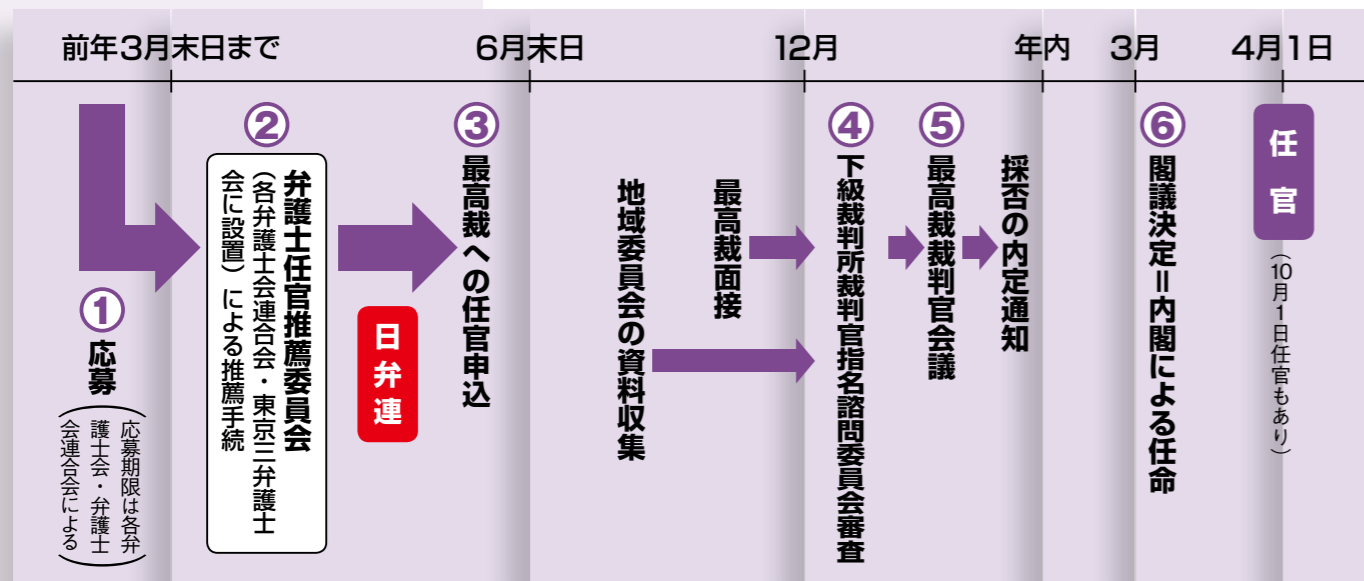
常勤任官を考えているが、直ぐに裁判所に入るとはためらいがある。裁判官の生活や裁判所の中がどうなっているか知りたいし、裁判官から弁護士や当事者がどういふふうに見えるか経験したい。

訴訟で判決をもらうことも大切だが、執行できなかったり、当事者のわだかまりが続くこともある。当事者双方が納得して紛争を解決するために、より柔軟な手続である調停制度を活用することも重要ではないだろうか。弁護士で培った経験を生かして紛争の合理的な解決をするために、自分が役立ちたい。



常勤任官への道

弁護士任官までの流れ (4月1日任官の場合)



Q1 弁護士任官(常勤)とは

弁護士経験のある者が裁判官(常勤)になることを「弁護士任官」と言います。弁護士として培った幅広い社会経験を活かし、司法がより身近で頼りがいのあるものとなっていくことが期待されています。

Q2 応募基準

(1) 形式的基準

- ① 弁護士経験10年以上の判事任官が望ましいが、当面は弁護士経験3年以上の判事補任官も可。
- ② 年齢55歳位までの者を基本とする。
- ③ 懲戒処分を受けたことがないこと。

(2) 実質的基準

- ① 法律家としての能力、識見(事実認定能力、識見、事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力、幅広い教養に支えられた視野の広さなど)。
- ② 人物・性格面(廉直さ、公正さ、寛容さ、決断力、協調性、基本的人権と正義を尊重する心情など)。

Q3 応募方法

各弁護士会には、弁護士任官を担当する理事者(役員の弁護士)がいます。弁護士任官に応募してみたいと思う方は、まずは所属弁護士会の担当理事者にご相談ください。応募書類一式もお渡しします。

Q4 弁護士経験10年未満の方が応募する場合の留意点

裁判官としての適格性の審査において、司法研修所での成績が占める比重が大きくなります。そして、弁護士としての経験年数が少ないほど、この成績が重要性を増します。このため、予め司法研修所での成績の開示を受けてから、所属弁護士会の弁護士任官担当理事者や担当委員会にご相談ください。

常勤任官者から

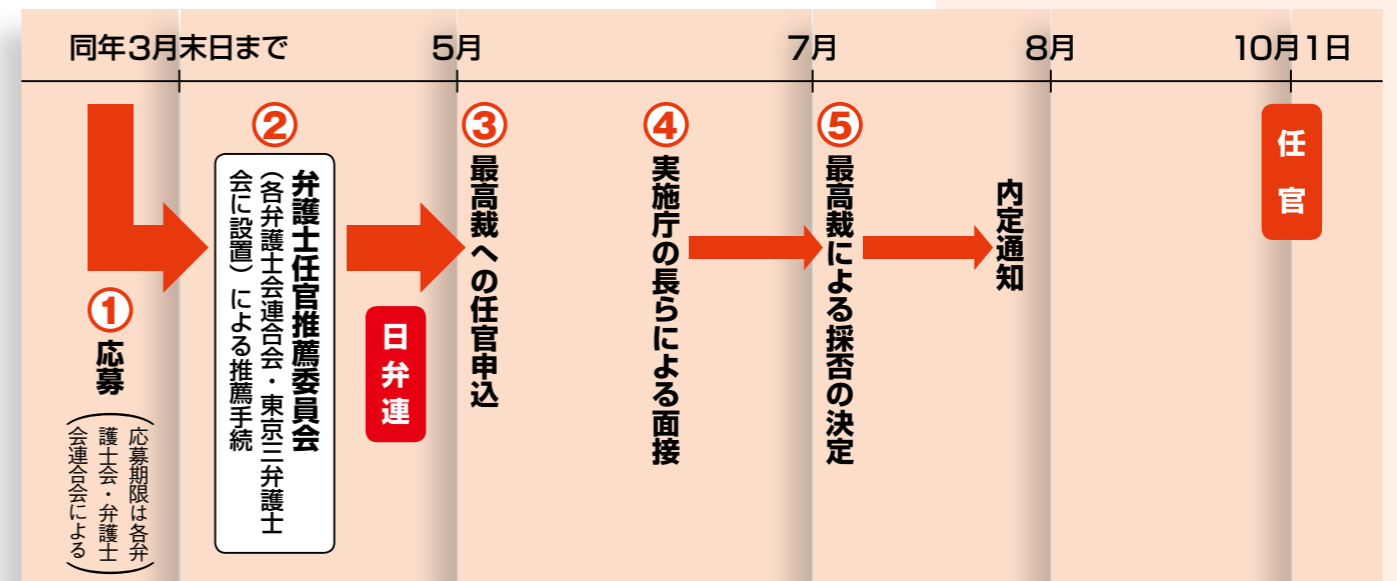
神戸地方裁判所・判事 吉田祈代
(元東京弁護士会・54期)



調停官の経験を経て、中立的な立場からの紛争解決に関心を持ち、弁護士生活9年目に常勤任官しました。様々な事件を担当することで、新たな勉強をする機会があるほか、事件処理で悩んだ場合も同室の裁判官に相談したり、手続面では書記官のサポートがあり、裁判官としての経験が足りないことによる不安を解消する体勢も充実しています。自身の代理人経験を踏まえると、事件がより多角的に見えることに、面白味を感じています。

非常勤任官への道

非常勤裁判官の任官までの流れ



Q1 非常勤裁判官とは

非常勤裁判官は、①常勤裁判官への任官促進と②調停の充実・活性化を目的として制度化されたものですが、弁護士が弁護士としての身分をもったまま、毎週1回、終日(午前9時30分頃から午後5時頃まで)、民事調停又は家事調停に関し、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰します。正式には、民事調停官、家事調停官といいますが、「非常勤裁判官」という通称で呼ばれています。

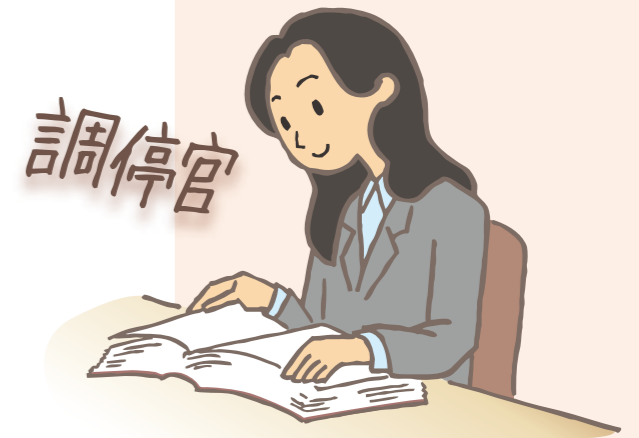
Q2 応募基準及び応募方法

①週1回、丸1日勤務できること、②弁護士経験5年以上であること(着任時)、③応募時55歳前であることが望ましいことです。

また、裁判官と同等の立場で調停を主宰する職務を遂行し得る資質・能力などが必要とされます。応募方法は、常勤任官Q3と同じです。

Q3 待遇

手当は、1執務日あたり30,700円(2015年4月1日時点)で、非常勤の公務員としては最高クラスですが、残業手当などはありません。交通費は、非常勤裁判官として勤務する裁判所から、住居又は日常的に弁護士として勤務している場所のうち、近い場所までの間の旅費が支給されます。



非常勤任官者から

豊福 一
(兵庫県弁護士会・58期)



私は、神戸家庭裁判所の家事調停官として家事調停事件の担当をしております。週1回の勤務ではありますが、これまでの弁護士業務では得られなかったような知識を得ることが出来たり(常勤裁判官や書記官から教えて頂くことも多々あります)、全体的な実務の流れを第三者的に体験したりすることができます。また、裁判官室で執務しますので、常勤裁判官の業務や生活についても触れることができます。そのため、家事調停官としての勤務は非常に有意義かつ魅力的な仕事です。